

取組と見直し検討の背景等

(事業の目的)

おむつを使用されている方におむつ又は尿取りパッド（以下「おむつ等」という。）を給付することにより、その世帯の経済的な負担を軽減し、福祉の増進を図る。

(事業の概要)

○対象

市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、おむつ等を使用している要支援1から要介護5までの方及び3歳以上の常時おむつ等を使用している身体障害者手帳2級以上の方又は愛の手帳2度以上の方。

○給付方法

月額5,000円を限度として現物給付する。

(国における取扱い等)

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に関しては、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間、実施して差し支えない取扱いとしている。

各市町村に対しては、介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、廃止・縮小に向けた具体的方策を検討することとされている。

(第7期介護保険推進委員会での主な検討結果)

アンケート調査の実施やケアマネジャーによる聞き取りなどを通じて、給付状況の実態を把握する。

給付を縮小する場合にあっては、現在の利用者を保護する観点から、段階的な対象の縮減などを行う。

利用者のニーズに沿ったおむつの選択肢を増やすなど、給付の対象となるおむつの種類についても検討する。

今後の方向性（案）

令和3年度

利用対象者を要介護1～5までに縮小し、自己負担金額を1割負担へ変更する。

令和4年度

要介護1～2までの方を対象に給付の可否について、検討を行い、歳出予算等を考慮した上で、調整を図る。

令和5年度

要介護1～2までの方を対象に給付の可否について、検討を行い、歳出予算等を考慮した上で、調整を図る。